

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三三
- 告 示**
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 道路の区域を変更する件 三三
- 道路の供用を開始する件 三四
- 公金の徴収の事務を委託した件四件 三四
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件六件 三五
- 福 島 県 公 安 委 員 会**
- 福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 三六
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三九

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一株式会社東邦銀行大熊支店の項位置の欄中「双葉郡大熊町」を「双葉郡富岡町」に改め、同表株式会社東邦銀行双葉支店の項位置の欄中「双葉郡双葉町」を「双葉郡浪江町」に改める。

### 附 則

この規則中別表第一株式会社東邦銀行大熊支店の項の改正規定は公布の日から、同表株式会社東邦銀行双葉支店の項の改正規定は平成二十九年六月十六日から施行する。  
(出納総務課)

## 告 示

**福島県告示第四百二十八号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十九年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月三十一日認可した。  
平成二十九年六月九日  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第四百二十九号**  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成二十九年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年六月九日  
福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡昭和村大字小中 津川字宮沢五九三番一 地先から	変更前 七・〇 八・三	A 七・〇 八・三	一〇四・三
	同 郡同 村大字小中 津川字獅子沢六二八番 二地先まで	変更後 七・〇 八・三	B 七・〇 八・三	一〇四・三 一一一・八

福島県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十九年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇〇号	大沼郡昭和村大字小中津川字宮沢 五九三番一地从先から 同 郡同 村大字小中津川字獅子 沢六二八番二地先まで	平成二十九年六月九日

(道路計画課)

福島県告示第四百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十九年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 福島県営住宅家賃等（県北地区）の徴収事務
  - 2 福島県営住宅家賃等（いわき地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
  - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十九年六月九日

(道路計画課)

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等（県中・県南地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
  - 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十九年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等（会津地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 浅沼産業株式会社
  - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。  
平成二十九年六月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県営住宅家賃等（相双地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 庄司建設工業株式会社
  - 2 所在地 南相馬市原町区青葉町一丁目一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(建築住宅課)

**公告第128号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（焼却又は埋立）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（焼却又は埋立）1号 1,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
24,192円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総 務 課）

**公告第129号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）1号 2,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
19,332円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第130号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（コンポスト化）3号 2,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
15,228円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第131号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（セメント化）1号 3,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,040円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）1号 3,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番8  
太平洋陸送株式会社 埼玉県加須市西ノ谷802番1
- 5 随意契約に係る契約金額  
10,260円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第133号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月9日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（セメント化）2号 3,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立セメント株式会社 茨城県日立市平和町二丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
16,200円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年6月9日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第7号**

**福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年福島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を「、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改め、「第42条第1項及び第3項」の次に「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。

ア ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令

イ アに掲げる命令をしようとする場合の聴聞

ウ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令

エ ウに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取

オ ア及びウに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知

カ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分

キ カに掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞

ク カに掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知

ケ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等

第3条を次のように改める。

（警察署長への委任）

第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

(1) 暴力団対策法の施行に関する次に掲げること。

ア 暴力団対策法第11条第1項の規定による命令  
 イ 暴力団対策法第12条第2項の規定による命令  
 ウ 暴力団対策法第12条第6項第1項の規定による命令  
 エ 暴力団対策法第18条第1項の規定による命令  
 オ 暴力団対策法第22条第1項の規定による命令  
 カ 暴力団対策法第26条第1項の規定による命令  
 キ 暴力団対策法第30条の規定による命令  
 ク 暴力団対策法第30条の3の規定による命令  
 ケ 暴力団対策法第30条の7第1項の規定による命令  
 コ 暴力団対策法第30条の10第1項の規定による命令  
 (2) ストーカー規制法の施行に關する次の掲げによる命令  
 ア ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令  
 イ アに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知  
 ウ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（アに掲げる命令をするために必要があるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

(生活安全企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十九年六月一日現在において、次のとおりである。

平成二十九年六月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

福 島 市	選 挙 区	七九、七四二	選 挙 区	一八、九三五
		田村市田村郡		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、六二四  
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇三、八九五  
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市
一五、八二五	一一、二三八	二一、七五四	二六、六九六	三〇、八五五	九二、六五七	九一、一一一	三三、五三九
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、五四四	一一、六二九	九、二六三	七、六八五	六、四九〇	七、九二二	一〇、八九六	一九、七八三